

磐田市規則第36号

磐田市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年5月14日

磐 田 市 長 草 地 博 昭

磐田市税条例施行規則の一部を改正する規則

磐田市税条例施行規則（平成17年磐田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

第12条の2（見出しを含む。）中「の種別割」を削り、同条を第12条とする。

第14条第50号を次のとおり改める。

(50) 削除

第15条第9号及び第10号を次のとおり改める。

(9) 市県民税還付通知書 様式第89号

(10) 市県民税還付請求書 様式第90号

第18条（見出しを含む。）中「の種別割」を削り、同条第1号から第3号まで、第6号から第8号まで、第14号及び第15号中「（種別割）」を削る。

様式第3号中「個人の市民税・県民税・森林環境税」を「個人の市県民税・森林環境税」に改め、「（種別割）」を削る。

様式第53号の4及び様式第53号の5を削る。

様式第89号及び様式第90号を次のように改める。

磐田市長



市 県 民 税 還 付 通 知 書

あなたの納められた税額が過誤納となりましたので、次のとおり還付します。

納 税 義 務 者			
還付理由			
年 度	科 目	通知番号	還 付 さ れ る 額

振込予定日			
振込先	金融機関		
	預金種目	口座番号	
	口座名義人		

(注) この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知書に記載の税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（磐田市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求の裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

令和5年度以前に課税された「市県民税」には、「森林環境税」は含まれておりません。

磐田市長

市 県 民 税 還 付 請 求 書

次の還付金を請求します。

納 税 義 務 者			
還付理由			
年 度	科 目	通知番号	還 付 さ れ る 額

※ 令和5年度以前に課税された「市県民税」には、「森林環境税」は含まれておりません。

次の全項目をもれなく記入し、同封の封筒でご返送ください。

振	金融機関	コード	本・支店	コード
	預金種目	該当に○をしてください。 1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄 4. その他	口座番号	
込	フリガナ			
	口座名義人			
先	公金受取 口座利用	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		

請求者 住所

氏名

様式第118号から様式第119号まで、様式第122号から様式第124号まで、
様式第130号及び様式第131号中「(種別割)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。